

令和8年7月10日

各位

成協信用組合
理事長 大村佳三

取引先の破産手続開始決定に関するお知らせ

当組合の取引先である株式会社全東信が、2026年7月6日付で大阪地方裁判所において破産手続開始決定を受けたことに伴い、下記のとおり同社に対する債権について取立不能または取立遅延の恐れが生じたのでお知らせいたします。

関係者各位におかれましては、ご心配をお掛けしますが、何卒よろしくお願い致します。

記

1. 当該取引先の概要

- (1) 名称 株式会社全東信
- (2) 所在地 大阪府大阪市中央区島之内1丁目14番14号 東信ビル
- (3) 代表者の氏名 高山 萬保
- (4) 資本金 4,500百万円
- (5) 事業の内容 ノンバンク企業金融業

2. 当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2026年7月6日 破産手続開始決定（大阪地方裁判所）

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

貸付金 3,425百万円（2026年7月6日現在）
担保預金控除後貸付金 2,925百万円（2026年3月期純資産に対する割合7.71%）

4. 当該事実が当組合の業績に及ぼす影響

上記債権のうち、担保預金で保全されていない部分（2,925百万円）については、2027年3月期において全額引当処理を行います。なお、当組合の2025年度決算（2026年3月期）の主要計数は以下の通りです。

2025年度決算（2026年3月期）	
経常利益	5,527百万円
当期純利益	3,926百万円
純資産額	37,890百万円
当組合純資産に対する 株式会社全東信債権の割合（担保預金控除後）	7.71%